



## ヤングケアラー支援における財政措置の充実

- ▶ ヤングケアラーが家族の世話や介護の責任を有していない子どもたちと同じようにライフチャンスを持ち、健やかな成長・発達が図られる社会を実現する。

【提案・要望先】 こども家庭庁

### 1. 提案・要望内容

#### ヤングケアラー支援における財政措置の充実

- ヤングケアラー支援において、年齢で切らないサポート体制の充実が重要であり、その支援体制づくりの基礎となる子ども・若者支援地域協議会（子若協）の設置が促進されるよう、その設置・運営に係る財政措置を充実すること

### 2. 提案・要望の理由

- 国では、子ども・若者育成支援推進法（子若法）において、地方公共団体等が各種支援に努める対象としてヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、要保護児童対策地域協議会（要対協）と子若協の連携推進を規定（予定）。
- ヤングケアラーは、成人になっても家族の世話や介護が継続することで、進学や就職を諦めざるを得ない場合が少なくないため、年齢で切らないサポート体制の充実が必要。
- 各自治体においては、ヤングケアラーの早期発見・支援の取組を進めるため、ヤングケアラー支援体制強化事業等の国庫補助事業を活用。本県でも適切な支援に繋ぐためのコーディネーターの配置、ピアサポート等相談などの事業を実施。
- 個々の支援については、関係機関の連携が必要なため、多くは要対協を活用し、支援体制を構築。要対協での支援対象は18歳までとされていることから、その後の支援の引継先が必要だが、その受け皿となるべき子若協の設置は進んでおらず、年齢で切らないサポート体制が必要なヤングケアラー支援において課題。  
(令和4年1月1日現在：全国の設置率5%弱)
- ヤングケアラーの個々の状況に応じて一定の年齢まで適切な支援が継続できるよう、子若協の設置の促進、運営のための必要な財政措置を講じること。

# (本県の取組状況と課題)

## 【現 状】

- 県では、一般的に18歳未満とされるヤングケアラーについて、20歳代の若者までを含めて、子ども若者ケアラーとして幅広く支援。
- 令和4年3月、県内小中高校等を対象に、「子若ケアラー実態調査」(県社協委託)を実施。回答のあった学校の約半数にヤングケアラーがいることが判明。
- 県内では、県のほか、全19市町のうち6市(大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、高島市、米原市)で設置。設置によって、支援の継続、多機関での連携の強化、情報共有のしやすさ等の効果と、その財源確保の難しさ等の課題の意見あり。

## 【課 題】

- 年齢によってサポート体制が切れない、また世帯支援のため多機関連携が必要なヤングケアラーへの支援において、社会生活において困難を抱える若者世代の支援体制の基礎となる子若協の設置は喫緊の課題。
- 子若協の設置に当たり、国の補助金は立ち上げ支援が中心であり、市町にとって協議会の運営経費に係る財源確保が大きな課題。

### 子若ケアラー実態調査結果(学校の箇所のみ抜粋)

#### ●「子ども若者ケアラー」と思われる

##### 児童生徒の有無と数

子ども若者ケアラーの有無について、「いる」が49.8%、「いない」が41.4%であった。

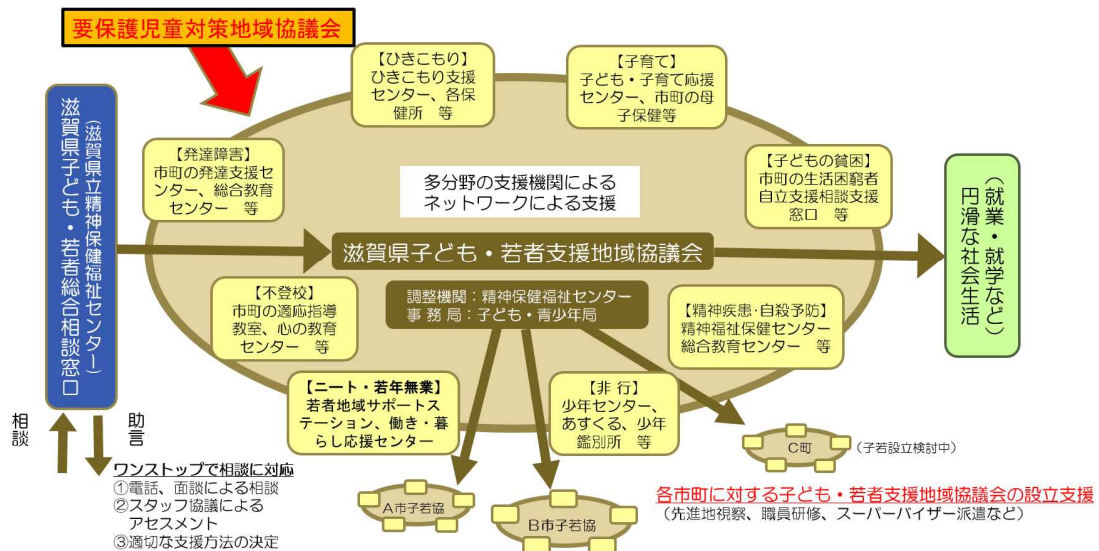
学校区分別に見ると、小学校は「いない」が多いが、それ以外では「いる」の方が多かった。

また、各学校で把握している該当児童生徒数は590人となった。

そのうち507件について個人票で詳細な状況について回答があった。

学校区分	いる	いない	わからない	無回答
全体(n=331)	165 49.8%	137 41.4%	27 8.2%	2 0.6%
小学校(187)	73 39.0%	102 54.5%	11 5.9%	1 0.5%
中学校(86)	57 66.3%	22 25.6%	6 7.0%	1 1.2%
高校全日制(48)	30 62.5%	11 22.9%	7 14.6%	0 0.0%
高校定時制・通信制(10)	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%

### 滋賀県の子ども・若者支援にかかる関係機関との連携について



担当：子ども若者部子どもの育ち学び支援課  
TEL 077-528-3450



## 社会的養育の推進に向けた体制の更なる充実

- ▶ 家庭養育優先原則・パーマネンシー保障を理念として各施策を推進し、全ての子ども  
の最善の利益を実現する。

【提案・要望先】 こども家庭庁

### 1. 提案・要望内容

#### 児童家庭支援センターにかかる予算措置の充実

- 児童家庭支援センターの設置を進めるための補助基準額の見直しや補助率の  
嵩上げ

### 2. 提案・要望の理由

- 児童家庭支援センターは、市町や地域の児童福祉に関する相談に応じ、必要な  
助言・指導を行うとともに、多様な関係機関の連絡調整等を総合的に行う施設。
- 次期社会的養育推進計画見直しに向けた国の策定要領においては、まず市区町  
村において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大  
限の努力が求められており、市区町村のこうした取組を支えるため、都道府県に  
は同センターの機能強化・設置促進に向けた支援・取組が求められている。
- 県が独自に行った市町へのニーズ調査では、19ある全市町が同センターを活  
用している、もしくは活用したいと回答しており、同センターが行うレスパイト  
による保護者の養育負担の軽減等の支援ニーズは特に高く、県としても設置等  
に向けた取組が重要と認識。
- 同センターの設置促進に向けて、地域の実情や支援体制、支援実績に応じた職  
員配置が可能となるよう、国の補助基準額の見直しや補助率の嵩上げが必要。

## (本県の取組状況と課題)

### 児童家庭支援センターにかかる予算措置の充実

**現状：**本県では児童養護施設に付置する児童家庭支援センター（以下「センター」という）が2か所で設置されているが、現行の補助基準額では、十分な人員を配置できないため、市町への専門的な助言・援助の実施や、緊急のアウトリーチ等の支援が困難。

#### (取組実績)

施設名（所在地）	設置主体	業務内容	実績（令和4年度）
こばと子ども家庭サポートセンター（大津市）	社福）小鳩会	●地域・家庭からの相談対応 ●関係機関との	電話相談 683 件、来所相談 195 件、訪問相談 329 件、要保護児童対策地域協議会等への出席 25 件
には（守山市）	社福）ひかり会守山学園	連絡・調整	－ ※令和6年度設置のため実績なし

**(市町の意見)** ※「児童家庭支援センターニーズ調査」（滋賀県子ども・青少年局が令和5年度に実施）より

- ・センターを活用している市町は全 19 市町中 5 市町
- ・活用実績がない場合の理由は「近くにセンターがないこと」が最多で 8 市町
- ・近くにセンターが設置された場合、活用したい市町は 14 市町
- ・センターに求める役割は、家庭支援（レスパイトによる保護者の養育負担の軽減、家庭訪問による見守り支援等）が最多で 10 市町

**課題：**センター設置にかかる施設整備は国の交付金や民間の助成があるが、運営費については定額の事業費補助のみである。そのため市町や地域のニーズに応じた体制の充実を図ると、設置主体（法人等）の自己負担が発生し、十分な運営ができないだけでなく県内での設置が進まない。

施設名（所在地）	基準配置数	補助予算額（R4）	補助対象経費別実支出額（R4）
こばと子ども家庭サポートセンター（大津市）	3人 ・相談員2人 ・心理職1人	14,572,000 円 〔補助基準額 +相談実績に 応じた加算額〕	●人件費（3人分） : 15,687,761 円 ●事務費 : 4,109,435 円 計 : 19,797,196 円 <b>※約520万円が施設負担</b>
児童家庭支援センターには（守山市）	（非常勤可）		※令和6年度設置のため実績なし

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係  
TEL 077-528-3551



## 社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進

- 社会的養護のもとで暮らす小学生の学習塾や文化、スポーツ等の学校外での学習・体験活動への参加を支援することにより、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を図る。

【提案・要望先】 こども家庭庁

### 1. 提案・要望内容

#### 小学生への学習等支援の拡充

- 小学生の学習塾および文化・スポーツ等の学校外での学習・体験活動への措置費の更なる拡充

### 2. 提案・要望の理由

- 社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、虐待や貧困などの家庭環境により、コミュニケーション力が乏しかったり、基本的な学習能力・習慣を身に付けていないことが多く、こうした学習の遅れなどが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。
- また、施設職員は、食事や入浴などの日常の世話から、保護者対応、学校行事への参加や進学・就職相談など業務が多岐にわたり、基礎学力、基礎体力向上等に向けた学習・スポーツ・音楽など専門的な対応が困難となっている。
- 一方、民間の調査では、一般世帯の小学生の約7割は学習塾のほか水泳や音楽など文化・スポーツ等の活動に通っており、「児童養護施設運営指針」でもこうした活動等について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っていない状況であった。
- このような中、令和6年度から国において新たに小学生から高校生までの教育費等を増額し、学用品以外にもスマホ代や習い事にも充てられるよう制度改正が図られたが、小学生においては、学習塾等利用に特化した措置費がないことから、中高生と同様の対応が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 本県の小学生への学習等支援の取組

- 令和5年度より小学生（高学年）における塾代、文化・スポーツ等に関する学習等支援事業を創設し、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を支援。

#### 【事業名】社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学ぶ力サポート事業

支援額：1人あたり 5千円/月〔R6予算額 1,740千円〕

対象：社会的養護のもとで暮らす小学生（4～6年生）

利用実績：27名（学習塾：4名、文化・スポーツ等：23名（R5年度））

#### 事業アンケート結果（R6.2.26実施。児童養護施設等7施設が回答）

- ・子どもたちの自己肯定感の向上や学習の取り戻しなどに、本事業は効果的であると考えますか・・・4.5
  - ・塾に行った子どもの勉強に対する理解度は向上しましたか・・・4.7
  - ・子どもたちは自分に自信が持てるようになりましたか・・・4.9
- （いずれも5段階評価による回答の平均値）

#### 【自由記述】

- ・習い事が気兼ねなくできることは子どもの自信、余暇活動として確実につながっています。
- ・水泳を継続して習うことで、学校でも授業で自信を持って取り組んでいる様子がみられる。継続する力をつけることができました。
- ・今までは、おこづかいやホーム費から出していたので、助かります。

### (2) 課題

- 県単独事業の令和5年度実績において、塾にかかる費用は月平均14,000円となっており、国における5,000円の単価増では学習ニーズを満たせない。
- また、今回増額された単価は学用品やスマホ代にも使用されることから、更なる単価増のみならず、学習塾等利用に特化した措置費が必要。

中高生と同様の対応が必要

	学用品費	学習塾費	部活動費（高校生は学用品費等を含んだ単価）
小学生	2,210円（R5） →7,210円（R6）	なし	なし
中学生	4,380円（R5） →9,380円（R6）	実費相当額	実費相当額
高校生		上限20,000 ～25,000円	上限23,330円（公立）/34,540円（私立）（R5） →28,330円（公立）/39,540円（私立）（R6）

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係  
TEL 077-528-3551



## 非行防止・立ち直り支援活動の推進

- 非行少年等の抱える課題を探り、個別プログラムによる立ち直りを支援する
- 全国に先駆けて実践・継続した滋賀システム「あすくる」を全国へ

【提案・要望先】こども家庭庁、警察庁

### 1. 提案・要望内容

#### 制度の狭間にある非行少年等の立ち直り支援活動の充実

- 更生保護や社会的養護等の制度の狭間にある少年への立ち直り支援を行う活動に対する補助事業の創設

### 2. 提案・要望の理由

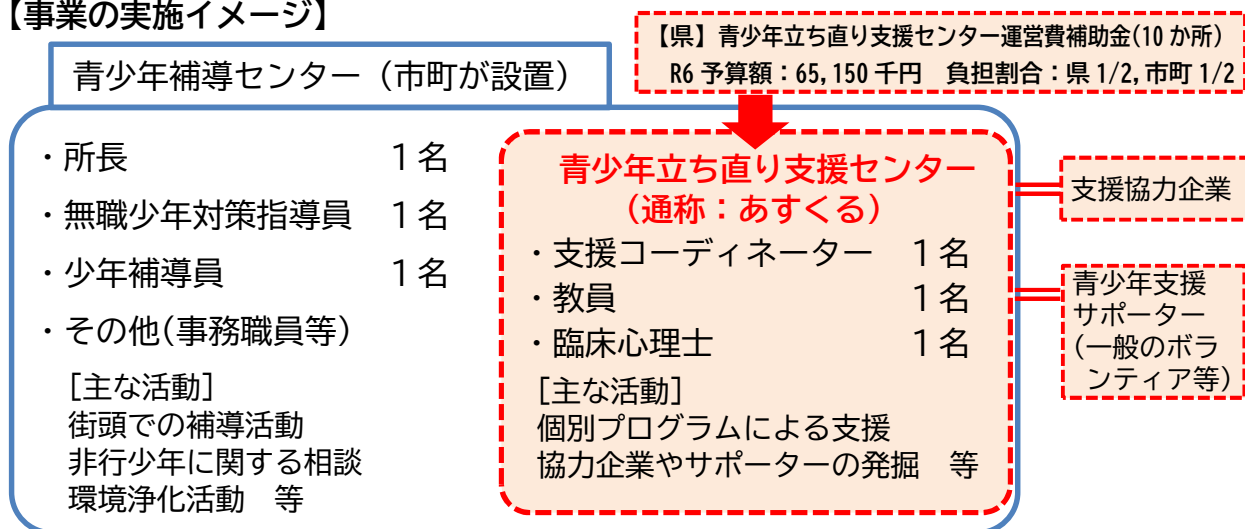
#### 制度の狭間にある非行少年等の立ち直り支援活動の充実

- 非行少年であっても、更生保護制度上の保護観察が付かない者、社会的養護における要保護対象とならない者などは、各種制度における支援の対象から外れる。
- このような少年は、必要な支援が行き届かない「各種制度の狭間」におかれ、非行要因を改善しにくい環境下にあるため、その立ち直りのためには、切れ目のない継続的な支援が必要。
- 各種制度の狭間をなくし、適切な立ち直り支援に繋げるためには、各市町が設置する「青少年補導センター」を拠点として、各専門機関が連携し、困難な状況にある青少年の早期発見と個別の青少年に応じたきめ細かな支援が必要。
- 現在、非行少年等の立ち直り支援に関する国の制度がなく、各自治体においては独自に立ち直り支援や広報啓発、補導活動などに取り組まれている状況であることから、全国一律の仕組みの構築が必要。

## (本県の取組状況と課題)

- 本県では、市町が設置する青少年補導センターに、立ち直り支援機能を付加したセンターを「青少年立ち直り支援センター(通称：あすくる)」と称し、これに取り組む市町に対して平成16年度より財政支援等を行っている。

### 【事業の実施イメージ】



<事業の成果> ※支援対象者数：前年度からの継続支援者+当該年度の新規支援者（支援中止となった者を含む。）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
支援対象者数	130人	144人	136人	126人	147人
支援完了	41人	30人	45人	32人	21人
継続支援	77人	96人	85人	84人	115人

※支援完了  
支援開始当初に立てた目標  
(就労、就学など)を達成した者

### <利用者等の声>

<b>少年の声</b> (センター便りから)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族以外とつながりを持つことができ、自分は一人じゃないと思うことができ、先に向かう自信をつけることができた。</li> <li>・ 生活習慣が良くなり、夜遊びは前より少なくなった。</li> </ul>
<b>保護者の声</b> (手紙より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あすくるの存在はとても大きく、益々必要とされることでしょう。</li> </ul>
<b>職員の声</b> (巡回訪問時の聞き取りから)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員がいることで、学習支援や進路相談の充実が図れる。</li> <li>・ 相談支援の専従職員がいることで、街頭補導などの非行防止活動もマンパワーが充てられる。</li> <li>・ 支援プログラムで繋がった地元企業等への就労が期待できる。</li> </ul>

### 【課題】

- 非行少年の立ち直りに関する支援は市町等が独自に実施されているが、財政的な制約がある中、きめ細かな支援が行き届かない状況。
- また、近年の刑法犯少年の増加を踏まえ、各種制度の狭間にある少年の立ち直り支援の充実が必要。

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係  
TEL：077-528-3551



## 若者の社会参画活動の促進支援

- 若者が地域課題の解決に向けて主体的に行う社会参画活動を支援

【提案・要望先】 こども家庭庁・文部科学省

### 1. 提案・要望内容

#### 社会課題の解決に向けた主体的な地域活動の支援

- 若者の主体的な地域活動を後押しするための財政的支援

### 2. 提案・要望の理由

- 本県では、地域での青少年活動などにおいて、多くの熱心な若者が育ち、地域のリーダーとしての活躍につながってきているものの、財政的課題等により、近年、若者のニーズに反して地域課題の解決に向けた諸活動の減少が課題となっている。
- また、本県では、本年度より「子ども若者部」を新部として設置し、子どもから若者、子育て世代まで切れ目ない支援を一層進めており、特に社会活動を行う若者への支援を強化する方針。
- 国においても「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策が強力に推進されているが、若者に対する施策が少なく、ライフステージを通じた切れ目のない施策を講ずる観点から、いわゆる若者世代に対する支援の施策を拡充し、国と地方が連携した取組を進めることが必要。
- 一部の地域においては若者たちが地域課題に対して自らが考え、地域活動を通じて解決を図り、あるいは他の若者団体等と共催し活動を盛り上げるなどの活動が行われているが、同じ志を持つものつながりが少なく、行動の足掛かりが分からないことが課題。そのため、本県では、若者たちの交流の場を提供し、若者たちが行う活動の環境整備を促進。
- 若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な機会を充実させるため、若者たちが主体的に取り組む地域活動や社会参画活動を財政支援するとともに、これらの活動の拡大に向けた全国的な機運を醸成するためには、国の支援が必要。

## (本県の取組状況)

本県においては、琵琶湖をはじめとする自然環境や文化などを活用し、特に義務教育までの体験活動について様々な取組を行っているが、若者同士のつながりが少ないことや財政的な課題により、若者世代の主体的な地域活動や社会参画活動が減少しており、これに対する施策の在り方は十分でない。引き続き効果的な支援について検討したいと考えているところ。

### 若者ネットワークキャンプ事業

#### ○目的

県内の若者を対象とし、リーダーシップと社会参加のスキルを向上させるとともに、若者同士がつながりネットワークを構築し、新たな取組にチャレンジする環境を整える。

#### ○内容

- ・若者の意見交換会「しが若者ミーティング」の開催
- ・若者の同世代のつながりを創出するため「ネットワークキャンプ」を開催し、リーダーシップ、コミュニケーション、問題解決スキルを学ぶ。
- ・キャンプ参加者により「若者リーダーシップ実行委員会」を立ち上げ、地域の子ども達を対象としたイベントを企画する。

#### ○対象

県内高校生、大学生、勤労青年等（20名程度）



### 地域における主体的な地域活動や社会課題の解決に向けた活動例

#### ○ 日野町連合青年会の活動

地域課題の解決に向け、主体的に地域の活動を行うとともに、町外の青年団と交流し青少年活動を盛り上げるなど、精力的に活動されている。

サンタが日野にやってきた  
(主催)



町民駅伝大会 (主催)



若者団地との共催事業



全国まちづくりサミットに参加



担当：子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課 総務・青少年係  
TEL：077-528-3561

# 子どもの成長過程を通じて 子育てしながら誰もが活躍できる仕組みづくり

- ▶ 生まれる前からの切れ目のない子育て支援により、安心して出産や子育てができる社会を構築するとともに、子育てをしながらも誰もが自分らしく活躍できる社会を実現する。

【提案・要望先】厚生労働省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

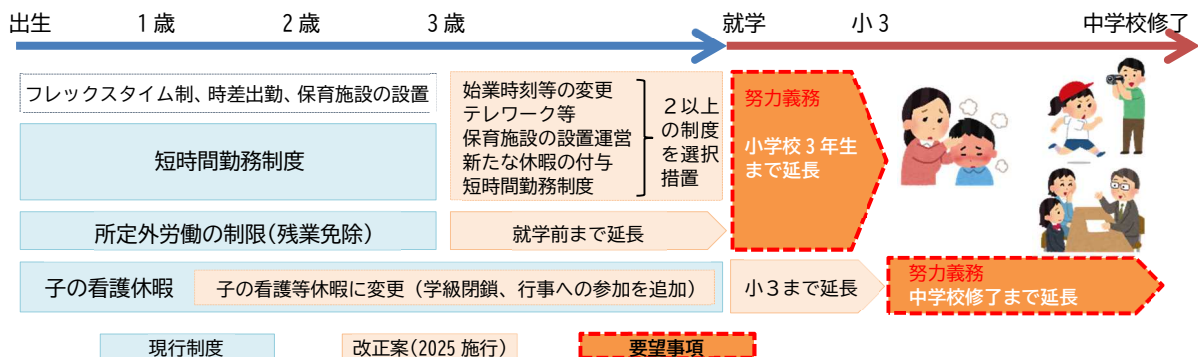
- 育児・介護休業法の子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について、努力義務として対象年齢を拡大するなど、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成と子育ての両立を可能とする仕組みを構築すること

### (2) 働き方改革推進支援センターの機能強化

- 誰もが働きやすい職場環境づくりの円滑な促進に向け、地域の中小企業を対象とした働き方改革推進支援センター事業について、支援体制、および子育てをはじめとする両立支援対策を強化の上、令和7年度以降も事業を継続すること

## 2. 提案・要望の理由

- (1) 共働きであっても一方に偏ることなく、また、働きながら成長過程を通じて「子育て」に関わっていくためには、子の年齢に左右されず、個別の事情に応じて柔軟な働き方ができる制度が導入されることが望ましい。



- (2) 物価高騰等の影響が深刻で厳しい経営状態の中小企業において、柔軟な働き方を実現するためには、子育てをはじめとする両立支援の総合窓口としての機能を充実し、より一層中小企業に寄り添った継続的な支援が必要である。

## (本県の取組状況と課題)

- 事業主や従業員双方がこれまでからの子育ての考え方を見直し、誰もが自分らしく活躍し、多様で柔軟な働き方ができる環境の実現に向け、国の制度改正や支援制度を周知するとともに、機運醸成につながる取組を進めている。なお、本県では、小学校3年生までの子育て支援時間や中学校就学までの看護休暇を設けている。
- また、滋賀県社会保険労務士会が行う中小企業を対象とした働き方改革サポート診断事業や職場環境改善のための就業規則見直しを支援するなど、中小企業の働き方改革の推進に向け、企業に寄り添った施策を展開している。

### 【課題】

#### (1) 柔軟な働き方を実現するための措置の対象年齢

- 育児・介護休業法改正法案においては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として対象制度の拡充や対象年齢の拡大がなされたが、現実的には、就学後の所定外労働の困難性や、小学校4年生以上であっても子どもの看護や学校行事への参加が必要となるなど、十分な対応が可能とは言えない。

#### (2) 中小企業の働き方改革

- 働き方改革関連法の施行に伴い、労働時間法制の見直しや公正な待遇の確保が進められたが、両立支援の確保等、個別の事情に応じた多様な働き方ができる職場環境づくりは、人材面、資金面で課題の多い中小企業においては道半ばである。

育児のための支援制度

	企業規模	育児のための短時間勤務制度	所定外労働の免除	育児のためのフレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	在宅勤務	事業所内託児施設
就業規則等で定めている	300人未満	70.4%	56.7%	13.2%	32.2%	5.0%	3.2%
	300人以上	91.3%	77.5%	17.4%	49.3%	14.5%	3.6%
今後取り組みたい取組	300人未満	13.2%	16.9%	27.4%	23.5%	13.7%	5.0%
	300人以上	2.9%	5.1%	15.2%	8.7%	11.6%	5.1%

(n=517) 出典：R5 労働条件実態調査（滋賀県）

- 県内中小企業の働き方改革支援の窓口として国が設置している滋賀県働き方改革推進支援センターは、受託業者の交代等により県内商工経済団体との関係構築に時間を要すなど円滑な運営に苦慮されている。

担当：商工観光労働部 労働雇用政策課 労政福祉係  
TEL 077-528-3750



## 子どもにやさしい社会づくりのための施策展開

- 社会全体の構造・意識の改革を進めることにより、子どもの権利を守り、子ども・子育てを社会全体で支える社会の実現を図る

【提案・要望先】 こども家庭庁

### 1. 提案・要望内容

- (1) 子どもの意見表明の環境整備のための財政的支援
- (2) 社会全体で子どもと子育てを支える施策の一層の推進

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 子どもの意見表明の環境整備のための財政的支援

- 子どもの意見表明の促進に当たっては、子どもの年齢や自ら意見を言いにくい子どもにも配慮する必要がある。そのため、社会的養護下にある子どもにとどまらず権利侵害を受けている子どもの意見表明を支援する体制が必要。
- こども基本法やこども大綱を踏まえた地方での取組を幅広く促進する観点から、国の新たな補助制度である「こどもの権利擁護環境整備事業」について社会的擁護に係る子ども以外の子どもからの権利侵害の相談まで対象を拡大するなど、意見表明支援に係る地方の施策への財政的支援が必要。

#### (2) 社会全体で子どもと子育てを支える施策の一層の推進

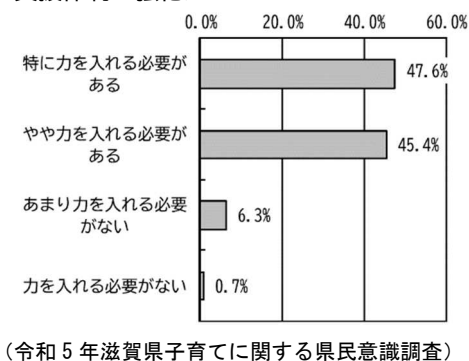
- 「こどもまんなか社会」の実現に向けては、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人子どもや子育て中の方々を応援するとともに、子どもや子育て中の方々がそのことを実感できるよう、社会全体の構造や意識の改革を進める取組の着実な実施が必要。
- 本県では、民間の事業者等による子どもや子育て世帯の支援を促すための「すまいる・あくしょん」の一環として、県施設において子ども連れでの外出の阻害要因を解消するための取組を行い、令和6年度には民間における設備の設置等に係る補助制度を新設した。
- 国においても、社会全体の機運醸成に向けた啓発活動を含め、引き続き多様な施策を実施されるとともに、民間の設備設置等に係る補助の充実など、地方が行う施策を支援する措置を講じられたい。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 子どもの意見表明について

- 令和5年度に実施した県民意識調査では、意見を言うことが難しい子どもに対する意見表明の支援について、8割以上が力を入れる必要があると回答し、年代別の「特に力を入れる必要がある」との回答の割合をみると、18歳～20歳代が最も多い。

意見を言うことが難しい子どもに対する支援体制の強化について



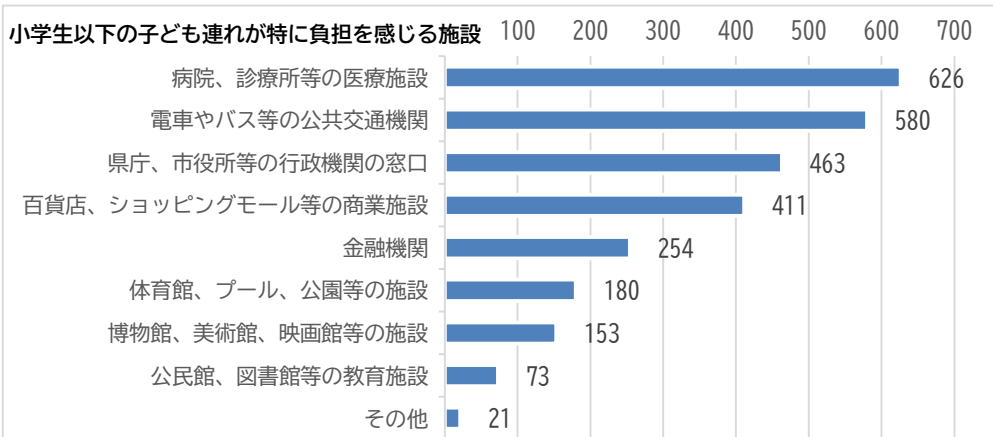
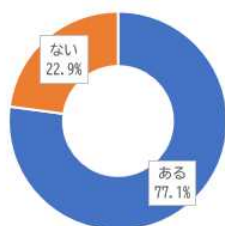
(令和5年滋賀県子育てに関する県民意識調査)

- 本県では、権利侵害等を受けている子どもなどに寄り添い、意見を聴く体制の整備を検討しているところ。子どもが自由に意見を表明できるようにするためには、子どもの権利に関する社会全体の機運醸成に加え、意見形成・表明への個別的な支援が不可欠。

### (2) 子ども連れの外出にやさしい社会の実現

- 小学生以下の子どもがいる方の約7割が、子どもとの外出に負担を感じている。子どもが小さいほど負担を感じる方の割合は高く、0～2歳の子どもをもつ方では9割を超えている。
- 小学生以下の子ども連れが外出時に負担を感じる理由として「子どもが長時間待てない」「周囲の迷惑になる心配がある」「トイレの利用・授乳等が不便」等が多く挙げられており、社会全体で子どもを見守る機運の醸成と、子どもの利用を想定した施設整備の両輪での取組が必要。また、特に負担を感じる施設は医療機関、交通機関、行政機関、商業施設の順に多く、これら多様な主体での取組が重要である。

子どもと一緒に外出をする際に、負担を感じることはあるか。



(令和5年8月実施のオンラインアンケートにおける、小学生以下の子どもがいる方1,459名の回答結果)

担当：子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課  
 企画調整係 TEL 077-528-3565  
 子ども未来戦略係 TEL 077-528-3573



## 実効性ある子ども施策の展開

- ▶ 子ども・子育て政策について、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業を組み合わせることにより、効果的な展開を図る。

【提案・要望先】 こども家庭庁

### 1. 提案・要望内容

#### 地方の実情に応じた子ども・若者政策の推進のための財政措置の拡充

- 地方の創意工夫が活かせる交付金や基金などの創設や地方財政措置の拡充

### 2. 提案・要望の理由

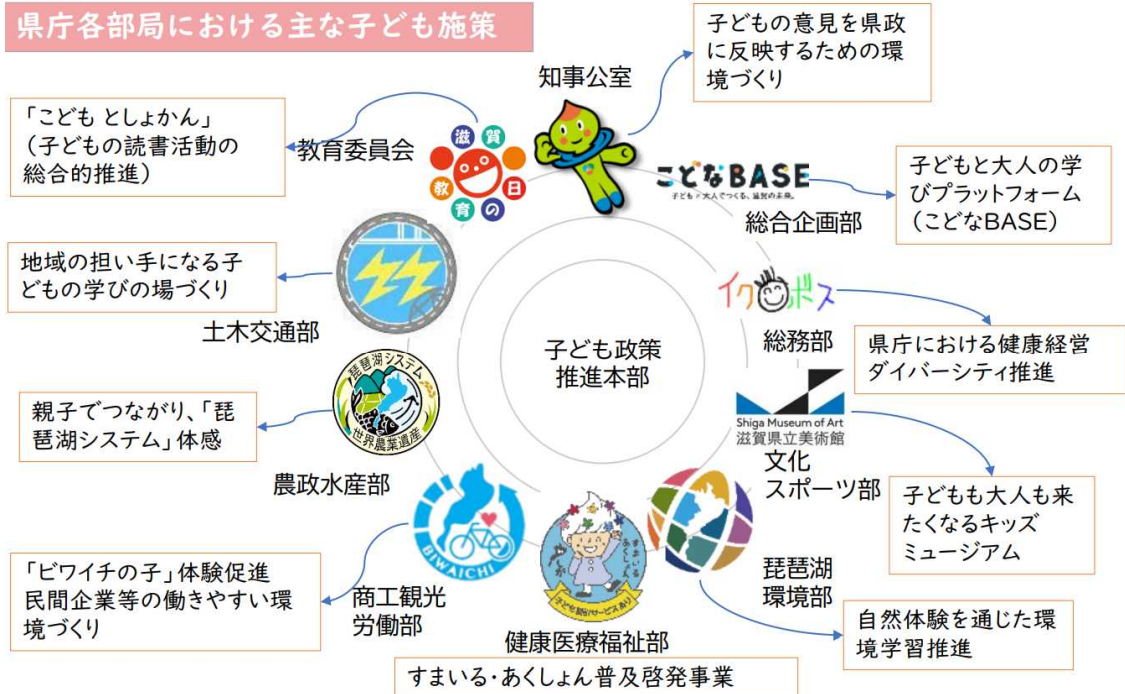
- 子ども・若者政策の実効性を十分確保するためには、国と地方が適切に役割分担し、車の両輪となって推進していくことが重要。
- 国における子ども政策については、令和5年12月にこども未来戦略が取りまとめられ、こども・子育て支援加速化プランにより予算規模が大きく拡大されたところであるが、子ども・子育て支援施策は、子どもの遊び場や安全な生活環境等の整備など、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わせることによって効果的なものとなることから、地方の創意工夫が活かせるよう、地方財政措置を含め、自由度の高い十分な地方財源の確保が必要。
- 本県では、子ども・若者政策は児童福祉や教育、保健医療など多岐にわたることから、令和4年度に滋賀県子ども・若者基金を設置し、全庁を挙げてきめ細やかな取組を進めているところ。
- また、令和6年度からは、具体的な施策を幅広く担う市町に対しても、地域の事情に応じて柔軟に活用できる新たな交付金制度を創設したところ。
- 国においても地方の実情に応じた子ども・若者政策の推進のため、地域の事情に応じて柔軟に活用できる交付金や基金などの創設や地方財政措置の拡充が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 滋賀県子ども・若者基金の取組

令和4年度に設置した子ども・若者基金（20億円を積み立て）を活用し、県庁全体で子ども施策に集中的に取り組んでいる。

#### 県庁各部署における主な子ども施策



令和6年度 子ども・若者基金充当事業 **59事業、374,002千円**（事業費ベース）

### (2) 子ども・子育て施策推進交付金の創設

市町の子ども・子育て施策の充実を図ることを目的に自由度の高い交付金を創設することにより、県と市町が連携して「子どもを真ん中におき、子どもを安心して産み育てることができる滋賀県」を目指す。

#### 子ども・子育て施策推進交付金の概要

- 交付金規模：4億円／年、6年間（R6～R11）
- 補助率：1/2
- 交付金配分額算定方法：  
18歳未満の人口割合で配分  
(人口減少の市町への加算あり)



福祉や教育に限らず、  
様々な分野で  
活用可能

#### 交付金対象事業

(1)～(3)の全てを満たすもの

- (1)新規事業として実施するもの  
※既存事業であっても政策的判断により拡大した部分については充當可能
- (2)事業年度にとどまらず効果が見込まれるものまたは本制度の終了後は他の財源での実施を想定するもの
- (3)子ども・子育て施策の充実に寄与し、効果が見込まれるもの

#### ○市町の取組事例

- ・妊婦健康診査の助成額の拡充
- ・学校での子どもの見守り人員の配置
- ・子どもの居場所となる公園の整備
- ・文化芸術の体験活動の機会提供

担当：子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課  
企画調整係 TEL 077-528-3565





## 子ども関連施設の整備に係る財政的支援

- 子ども関連施設の施設整備や環境改善により、教育・保育の質の向上や障害のある子どもの支援の充実を図る

【提案・要望先】 こども家庭庁・厚生労働省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 就学前教育・保育施設の施設整備にかかる財源の確保

- 令和6年度中の早期の補正予算対応により就学前教育・保育施設整備交付金の予算枠を確保すること
- 令和7年度予算についても同交付金の予算枠を確保すること

#### (2) 多機能型事業所の施設整備に関する運用改善

- 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業との多機能型事業所の施設整備について、国庫補助を一体的に実施できるよう見直すこと
- 障害児通所支援事業の施設整備にかかる予算枠を確保し、障害福祉サービス事業の施設整備と国庫協議や国庫内示の時期を連携・調整して実施すること

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 就学前教育・保育施設の施設整備にかかる財源の確保

- 令和6年度第1回協議結果において、不採択の施設や第2回協議の中止の連絡があり、全国の市町村において保育所等の施設整備に支障を来たしている状況。
- 令和6年4月4日付け事務連絡でこども家庭庁が実施された所要額調査を踏まえ、適切に予算枠を確保されることが必要。

#### (2) 多機能型事業所の施設整備に関する運用改善

- 障害福祉サービス事業と障害児通所事業との多機能型事業所については、障害福祉サービス事業は、社会福祉施設等施設整備費補助金（厚生労働省所管）、障害児通所事業は、令和5年度からは次世代育成支援対策施設整備交付金（こども家庭庁所管）と、それぞれの制度において補助申請を行う必要があること、申請時期も異なることから、一体的な施設整備に支障を来たしている状況。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 就学前教育・保育施設の施設整備にかかる財源の確保

- 本県市町においても、令和6年度第1回協議で不採択施設があり、また、第2回協議の中止連絡を受けて、今後協議予定の市町では、計画の見直しや事業の延期の検討等の影響のほか、事業実施の見通しが不透明な状況に不安が広がっている。

#### 【本県の内示・協議状況 (R6)】

第1次協議 (内示)	6市7施設	1,040百万円	} 5.2億円 (7市13施設)
第1次協議 (不採択)	2市3施設	31百万円	
第2次以降協議予定	5市10施設	495百万円	

- 待機児童解消につながる施設整備はもとより、空調設備の修繕や防犯・安全対策については、子どもの安全確保の観点から早期の事業実施が必要である。

### (2) 多機能型事業所の施設整備に関する運用改善

- 生活介護と放課後等デイサービスを一体的に行う事業所の施設整備については、県からは、厚生労働省とこども家庭庁のそれぞれに補助申請する必要がある。
- 多機能事業所の整備については、障害児が18歳となっても同じ事業所を継続して利用することができ、また、不足する特別支援学校卒業生の受け入れ先としても必要な事業であることから、令和6年度の国庫補助事業として実施予定。

#### ● 国庫協議の時期

事業	障害児通所支援事業	障害福祉サービス事業
所管省庁	こども家庭庁	厚生労働省
国庫協議	【全5回の1回目】 R6.1.22案内 (2/5㍻切)	—
→内示	R6.4/1	—
国庫協議	【全5回の2回目】 R6.3/25案内 (4/4㍻切) ※国土強靱化枠のみに変更	【1回のみ】 R6.3/29案内 (4/8㍻切)
→内示予定	R6.6月上旬	R6.6月下旬

担当：①子ども若者部子育て支援課保育係  
②健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係  
TEL：①077-528-3557、②077-528-3544